

横芝光町農業委員会3月第12回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月6日(水) 午後4時～午後4時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和5年度第12次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第6 議案第5号

農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和6年3月第12回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日、ご多用のところご臨席いただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。</p> <p>(佐藤町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>2番 川島 理昭委員、9番 鈴木 茂樹委員 お二方をお願いします。</p> <p>会議書記にはいつもどおり事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可</p>

事務局

申請に対する許可決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年3月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、於幾字南前の田1筆、999㎡です。

申請地は、譲渡人がまとまって所有する農地から離れており、耕作しにくいという申出があり、申請地の近辺を耕作する譲受人がこの要望を受けることから、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付を予定しています。

2件目は、木戸字十九割の田2筆、3,332㎡、字二十割の畑2筆、2,838㎡、合計4筆、6,170㎡です。

譲受人及び〇〇〇〇の代表取締役を務める、〇〇〇〇が、法人の事業内容の移行に伴い、これまで借受けていた〇〇〇〇から、新規で営農を開始する、〇〇〇〇へ借受先の変更の申し出により、〇〇〇〇（譲渡人）と賃借権の設定しようとする申請です。申請地は、以前のまま作付することとしており、申請地では水稻、又ねぎの作付を予定しています。

3件目は、上原字辺反田の田3筆、5,222㎡、目篠字新堀前の畑1筆、870㎡、合計4筆、6,092㎡です。

本件は、譲渡人が、子である譲受人へ後継者として農業経営を引き継ぐため、贈与により所有権移転をするものです。申請地では水稻、又ねぎを作付しています。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の説明並びに朗読が終わりました。はじめに1件目の案件については、大総地区、私が担当委員となりますので、説明をいたします。

本件は、譲受人の自宅から離れている農地のために、耕作不便であるとの申し出がありまして、近辺を耕作する譲受人がこの要望を受け、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ耕耘しており、ほ場状態は、問題ないと思われま

す。説明が完了したので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、ありがとうございました。よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番

5番 伊藤です。譲受人は、新規での賃借権の設定となりますが、譲受人は以前から借り受けていた法人と同じ代表者であるため、これまでと同様に耕作することができます。現地を確認したところ耕作しており、問題ないと思います。よろしくお願

議 長

ありがとうございます。説明が完了したので2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番

7番 向後です。本件は、後継者として農業経営を引き継ぐため、譲受人の子へ、贈与により所有権移転するものです。現地を確認したところ耕作しており、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年3月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

今回の4条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請地は、新島集会所の南へ約300mの位置にあります。

本施設は「営農型太陽光発電設備」であり、再生利用可能エネルギーの導入の促進を図る観点から農林水産省農村振興局長通知により一時転用許可が得られるものとなっております。

本施設は、平成28年7月14日に一時転用許可を得て設置しており、令和元年6月25日に1度目の満了、令和4年6月24日に2度目の満了を迎えております。この時点で栽培している「落花生」の収量が低下していたため、土壌改良を行う旨の改善計画書を提出し、県から令和5年5月29日までの1年間の再許可を得ておりました。通常であれば3年間の一時転用許可が得られる見込みでありましたが、作物の収量低下があったため1年間の許可期間となったところです。しかし、申請者は許可期間を通常の3年間であると誤って認識しておりました。今回、一時転用許可期間を確認したところ、期限切れであることに気づき、改めて3年間の一時転用許可申請があったものです。申請者からは許可期限を失念していたことの始末書が提出されております。

転用の面積については、2,084㎡のうち、支柱の設置面積0.27㎡となります。51kwまでの発電が可能な施設ですが、送電側設備を低圧電力の範囲内とするため、44kwに出力調整されています。

申請書に添付された営農計画書によれば、落花生をおよそ申請地面積の半分の1,042㎡で作付けし単収見込みが10a当たり213kg、同様にソラマメが残り半分の1,042㎡の作付けで単収見込みが10a当たり653kgと報告されています。これは地域の平均的な単収の80%を超えていることから農林水産省農村振興局長通知2(2)ウに定める「下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められること」に該当し、事業継続計画に問題はないと考えられます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件につきましては、一時転用の許可期間満了による期間更新申請でありますので、担当委員の説明は省略します。

本案件についての質疑を許します。

私から質問ですが、始末書が提出されていることですが、期間が空いてしまって、法的な、補完的な資料はなくてよいのか。始末書が出されているので、それを承認していただければ良いのか。

事務局

それでよいと思います。

議長

ほかに質疑ありますか。

ないようですので、質疑を終了して、本案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長

続いて、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年3月6日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の5条の許可申請は新規2件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は横芝字松本の畑1筆、74㎡で、②が同じく横芝字松本の畑2筆、140㎡で、合計214㎡となります。

転用の目的は、資材置場になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は文化会館から北へおよそ10mの位置にあります。

譲受人は、長年左官業を営んでおり、知人である譲渡人所有の宅地を賃貸で借りて左官道具一式を置いておりました。今回譲渡人の事情があり土地の返却を求められたため、代替地の相談をしたところすぐ隣である申請地の売却に応じてくれることになったため、本申請にいたったものです。

周辺は市街化がすすんでおり、第1種住居地域の用途が指定されていることから、第3種農地と判断しました。

申請地は土地改良区の受益地外となっており、排水は雨水のみで自然浸透で処理します。隣接農地はありません。

転用期間は令和6年4月15日から令和6年10月31日までを予定しており条件を満たしていると考えます。

議 長

ただいま、議案第3号の説明並びに朗読が終わりました。

1件目と2件目の案件ですが、転用内容が同一のために、一括して審議を行います。まとめて担当委員の説明をお願いします。

11番

11番 伊藤です。本件は、地目は畑ですが、現在耕作しておらず、土地改良の受益地でもないことから問題はないと考えられます。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、1件目と2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長

日程第5 議案第4号 令和5年度第12次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和5年度第12次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和5年度第12次農用地利用集積

計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年3月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください

今回の利用集積は、新規設定が7件、所有権移転が2件です。
利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

初めに新規設定です。設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、

1件目は、新井字新田の田1筆、1,600㎡、期間は約10年間です。

2件目は、小川台字坂ノ下の田11筆、11,649㎡、大谷原の田2筆、2,438㎡、傍示戸字井戸向の田1筆、961㎡、合計14筆、15,048㎡、期間は約10年間です。

3件目は、小川台字坂ノ下の田1筆、469㎡、期間は約10年間です。

4件目は、小川台字坂ノ下の田1筆、261㎡、期間は約10年間です。

5件目は、小川台字寺崎の田1筆、571㎡、字熊落台の畑1筆、1,492㎡、期間は約10年間です。

6件目は、中台字宮台の畑1筆、3,231㎡、期間は約3年間です。

7件目は、谷台字東耕地の田1筆、967㎡、期間は約3年間です。

続いて、所有権移転です。

1件目は、虫生字下堰の田1筆、968㎡、字増穂の田2筆、2,042㎡、字堀合の田1筆、1,021㎡、合計4筆、4,031㎡。

2件目は、屋形字善正田の畑1筆、1,161㎡。なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、新規設定の案件についての審議を行います。

1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて7件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、所有権移転の案件についての審議を行います。

1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について

農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて、本会の議決を求める。

令和6年3月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページからは、地区別に非農地判断対象予定の荒廃農地一覧と位置図と、2月下旬に撮影しました現況の写真をご覧ください。

国からの農地法運用通知に基づきまして、農業委員会総会の議決によって再生困難な荒廃農地について非農地判断を行うものです。

荒廃農地としての判断基準は、山林や原野化する等農地に復元することが困難である農地としています。対象となる農地につきましては、すでに委員の皆様にご利用状況調査で現地を確認いただいた土地となっております。

全体として一番下の総計、田畑合わせて27筆、19,472㎡、所有者数は18名となっております。

非農地判断された土地につきましては、農地台帳を整理し台帳から削除します。また、土地所有者に対して非農地通知を行います。

なお、土地の登記簿の地目変更や土地改良関係の手続きに関しては、費用負担も含め、所有者自らが行うこととなります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。
本案件について、担当委員の説明を求めます。

はじめに、1番から20番までは、8番 伊藤委員お願いします。

8 番

8番 伊藤です。屋形及び新島の非農地対象地は、現在原野になっており耕作が行われず、営農は困難な状況であることから、非農地とすることはやむを得ないと考えます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。続いて21番から24番は、12番 秋葉委員お願いします。

1 2 番

12番 秋葉です。栗山の非農地判断対象地は、現在樹木が繁茂しており耕作が行われておらず、営農は困難な状況であることから、非農地とすることに賛成です。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。続いて25番から26番までは、11番 伊藤委員お願いします。

1 1 番

11番 伊藤です。鳥喰上及び古川の非農地判断対象地は、現在樹木が繁茂しており耕作が行われておらず、営農は困難な状況であることから、非農地と判断します。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。最後に27番は、1番 小川委員お願いします。

1 番	<p>1 番 小川です。姥山の非農地判断対象地は、現在樹木が繁茂しており耕作は行われておりません。営農は困難な状況であることから、非農地とすることに賛成です。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。昨年の現地調査の結果でございますので、以上のおおりの報告となります。</p> <p>説明が終了したので、本案件についての質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件についての採決を行います。</p> <p>原案のおおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって本案件については、原案のおおりに決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和6年3月第12回農業委員会定例総会を閉会します。</p>